

E = Eメール HP = ホームページ(11ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ  
の見方

趣味・教養

ぐるっと  
北海道

レジャー・  
スポーツ

子ども・  
子育て

暮らし

福祉

事業者向け

健康

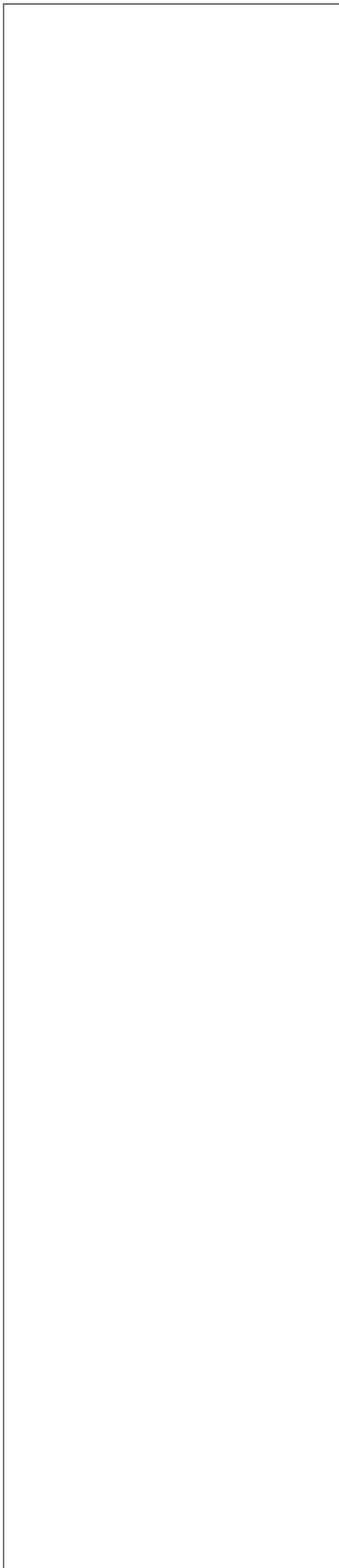
税金・保険・  
年金

仕事

職員募集

その他

広告



**問** 視聴覚障がい者情報センタ  
☎(631)6747、HP  
**里親募集**



さまざまな事情により家庭で生活することができない子どもを、愛情深く育ててくださる里親を募集しています。

**問** 相談判定一課 ☎(622)8630

**特別児童扶養手当・特別障害者手当などの金額が変更**

4月分から右下表の通りに変更になります。特別児童扶養手当は8月支給分から、それ以外の手当は5月支給分から

ら変更後の金額になります。

手当名	変更後の 変更後の 手当月額
特別児童扶養手当	1級:51,100円 2級:34,030円
特別障害者手当	26,620円
障害児福祉手当	14,480円
福祉手当(経過措置分)	

**医療費の助成**

市内に住民登録がある健康保険加入者で、次の3制度の対象に該当する方に医療費を助成します。区役所の保健福祉課で手続きが必要です。いずれも所得制限があります。

**助成額** 保険診療の自己負担額から、初診時一部負担金または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

**△子ども医療費** △中学生以下の子ども。小中学生は入院・訪問看護のみ。

**△重度心身障がい者医療費**

①1級・2級と3級(3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がいに限る)の身体障害者手帳を持つ方、②知的障がいがあり、A判定の療育手帳を持つ方、③1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方(入院を除く)。

**△ひとり親家庭等医療費**

母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、母子・父子家庭の親。親は入院と訪問看護のみ。

**問** 区役所(1階)の保健福祉課

**障がいのある方を対象としたパソコン講習**

**内** 各種コースあり。6月2日(火)〜26日(金)。全4回。

**所** 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。  
**対** 障がいのある20歳以上のパ

ソコソコ初心者各6人。

**問** 区役所などで配布中の申込書を、4月30日(木)(必着)まで。

**問** 障がい者ITサポートセンター ☎(769)0841

**事業者向け**

**都心部の緑化を行う事業者  
に費用の一部を助成**

**内** 都心部の空き地やビルの壁面、屋上の緑化を行う際に掛かる費用の一部を助成。

**助成額** 対象経費の3分の2で100万円〜3千万円の範囲内。

**対** 都心部で民有地の緑化を行う事業者。

**申** 事前に☎の上、4月1日(水)からHPで入手できる申込書を、4月1日(水)から。(先着) 予算額に達し次第終了。  
**問** みどりの推進課 ☎(211)255

22

**雨水流出抑制制度**

雨に強いまちづくりを目指すため、次の全ての要件に該当する施設を設置する方は、事前に相談してください。

**要件** ①3千㎡以上の土地に設置、②敷地面積の半分以上が屋根や舗装などに覆われる、③雨水を公共下水道に排出。

**問** 下水道計画課 ☎(818)3441、HP

**改正後の食品衛生法施行条例  
の内容が分かる資料を配布中**

食品関係の事業者が、施設の衛生管理を適切に行うための基準を定めた条例が改正されました。詳しくは、配布中の資料かHPをご覧ください。

**配布場所** 食の安全推進課(中央区大通西19WEST19内)、区保健センターなど。

**問** 食の安全推進課 ☎(622)5170